関自貨第１０６５号の２
関自旅一第８６９号の２
関自監貨第２２０号の２
関自保第１８８号の２
関自整第３２８号の２
令和８年１０月９日

各都県トラック協会会長　殿
各都県バス協会会長　殿

関東運輸局　自動車交通部長
自動車監査指導部長
自動車技術安全部長
（公印省略）

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和８年度緊急対策の実施について

標記について、物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長及び自動車整備課長から別添（令和８年９月３０日付け、国自貨第３０７号、国自安第１３５号、国自整第１６７号）のとおり通知があり、別添１のとおり取り組むこととしましたので、貴会会員に対し周知されるとともに、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、別紙のとおり管内運輸支局あてに通知していることを申し添えます。

別紙

関自貨第１０６５号
関自旅一第８６９号
関自監貨第２２０号
関自保第１８８号
関自整第３２８号
令和８年１０月９日

管内各運輸支局長　殿

自動車交通部長
自動車監査指導部長
自動車技術安全部長
（公印省略）

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和８年度緊急対策の実施について

標記について、物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長及び自動車整備課長から別添（令和８年９月３０日付け、国自貨第３０７号、国自安第１３５号、国自整第１６７号）のとおり通知があったので、貴運輸支局においても本対策に積極的に取り組むとともに、関係団体等に対し、本趣旨の周知徹底方取り計らわれたい。

なお、別紙のとおり関係団体あてに通知していることを申し添える。

別添

国自貨第３０７号
国自安第１３５号
国自整第１６７号
令和８年９月３０日

関東運輸局
自動車交通部長　殿
自動車監査指導部長　殿
自動車技術安全部長　殿

物流・自動車局貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
（公印省略）

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和８年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成３０年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和７年度の事故発生件数は１２８件（うち３件は人身事故）となり、前年度より８件増加しており、依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成２９年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和８年度緊急対策」を取りまとめ、別添１のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれたい。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

別　紙

国自貨第３０７号
国自安第１３５号
国自整第１６７号
令和８年９月３０日

一般社団法人 日本自動車工業会会長　殿
公益社団法人 全日本トラック協会会長　殿
公益社団法人 日本バス協会会長　殿
一般社団法人 全国自家用自動車協会会長　殿
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長　殿
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長　殿
全国タイヤ商工協同組合連合会会長　殿
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会会長　殿
全国石油商業組合連合会会長　殿
一般社団法人 日本自動車車体工業会会長　殿
日本自動車輸入組合理事長　殿
一般社団法人 日本自動車機械工具協会会長　殿
一般社団法人 日本自動車機械器具工業会会長　殿
一般社団法人 自動車用品小売業協会会長　殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会長　殿

国土交通省
物流・自動車局貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
（公印省略）

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和８年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成３０年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和７年度の事故発生件数は１２８件（うち３件は人身事故）となり、前年度より８件増加しており、依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成２９年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和８年度緊急対策」を取りまとめ、別添１のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

別 添 1

令和８年９月３０日
大型車の車輪脱落事故
防止対策に係る連絡会

大型車の車輪脱落事故防止「令和８年度緊急対策」

１．緊急対策の概要

令和４年２月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年１２月に中間とりまとめが行われ、当該調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分であるほか、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されており、これまで、これら事項に係る防止について周知徹底を図ってきたところであるが、依然として同種事例が確認されている状況を踏まえ、大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発することとする。

例年、車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換から１～２ヶ月後の発生が多くを占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し、作業ミスが発生しやすい状況にある。作業ミスの発生に対しては、車輪脱落予兆検知装置等の導入によるハード対策も今後期待される一方、外注作業の場合に必要な工具等の全てを有していなかったことによるものを含め、不適切な脱着作業が行われていた事例が確認されていることから、必要な工具等を用い、作業時間に余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、適切な作業を前提とした作業平準化を推進する。

２．国土交通省実施事項

（１）事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省、各地方運輸局等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

（２）事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を

活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。

② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備工場やタイヤショップ等に対して適切なタイヤ脱着作業及びタイヤ脱着後の保守管理の重要性について周知する。

④ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、４.（１）及び（２）の取り組み状況を別添２－１又は２－２により確認し、同事故防止対策の取り組みが不十分なときは、積極的な取り組みを実施するよう指導する。

⑤ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する（年末年始の安全総点検関係）。

（３）地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記（１）及び（２）の取り組みのほか、地域の実情を踏まえた独自の取り組み期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

３．連絡会構成団体共通実施事項

（１）事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、傘下会員は連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取り組みの実施に協力する。

（２）事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取り組みについて協力要請があった場合は、これに協力する。

（３）地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取り組みの実施に協力する。

４．連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

（１）傘下会員に対して、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

①　運送事業者は、車輪脱落事故の危険性及び発生時の社会的影響について、トップダウンにより社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知・徹底すること。

②　運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知・徹底し、確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を求めること。

③　整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。

- タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、１．を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
- 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

④　整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないことを理解すること。

また、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行ってもさびが著しいディスク・ホイール、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から４年以上経過している車両は入念に確認すること。

なお、上記事項については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を参考にされたい。

⑤　整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法について、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

⑥　運送事業者は、先進安全自動車（ＡＳＶ）導入補助制度を活用し、車輪脱落予兆検知装置の導入促進を図るなど、ハード面の対策を含め車輪脱落事故防止に努めること。

（２）依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

①　整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行う場合、作業者に対し別紙１のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施するよう指示し、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確実に確認すること。

② 整備管理者は、別紙１のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙２の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法や、ホイール・ナットへマーキング(注1)を施す、又は、ホイール・ナットの回転を指示するインジケーター類を装着し、それらのずれを確認する手法(注2)により、確実に実施すること。

（３）国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼すること（年末年始の安全総点検関係）。

（４）全日本トラック協会においては、トルク・レンチを有していない営業所へ保有を働きかけること。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。特に、降雪地を運行する車両がある場合は、１．を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮すること。

② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。

③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られない。そのため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイール、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から４年以上経過している車両は、入念に確認すること。

なお、上記事項については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を参考にされたい。

④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法について確認しておくこと。

なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。

⑤　タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検について、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)を心がけ実施すること。特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施をすること。

- **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専業店、タイヤ販売業者へ周知する。

①　インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルク・レンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。

②　ホイールに適合したボルト及びナットを使用し、規定トルクで締め付けること。

③　入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

④　著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られない。そのため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイール、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。

なお、上記周知については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を活用されたい。

⑤　タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナット回転指示インジケーター類の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。

⑥　タイヤ脱着作業者においても、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙１のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めるとともに、事業場以外で行う脱着作業に際しても必ず必要な工具等（トルク・レンチ類、給脂に必要な潤滑剤、清掃用具、新品ナットなど）を持参・使用すること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締めの重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

（１）傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)の確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

なお、上記啓発については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を活用されたい。

（２）日本自動車工業会においては、上記（１）のほか、以下の事項について取り組むこと。

① 大型車の使用者に対して、車輪脱落予兆検知装置の導入意義、有効性等をＷＥＢ動画により多角的に伝えるとともに、チラシを配布し当該装置の認知度の向上及び普及を図ること。

② 自社系列サービス工場に対し、上記（１）①及び②について周知を図るとともに、タイヤ脱着作業時における点検・清掃や潤滑剤の塗布、ホイール・ナットの締め付け作業等が適切に行われるよう周知すること。

③ 独立系タイヤショップに対し、効果的な方法により上記（１）①について周知を図るとともに、タイヤ脱着作業時における点検・清掃や潤滑剤の塗布、ホイール・ナットの締め付け作業等が適切に行われるよう周知すること。

④ 車輪脱落予兆検知装置の新車装着モデルの拡大に引き続き努めること。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、正しい使用方法や、トルク・レンチは定期的な校正が必要であることについて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

５．大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年１０月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和８年１０月から令和９年２月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取り組みを実施する。

注１　　ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注２　ISO 方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール･ナット回転指示インジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

※印は、以下の「お・と・さ・な・い」のポイント（別紙３啓発チラシの記載内容）

1．お・・・おとさぬための点検整備
   - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段です。
2．と・・・トルクレンチで適正締付
   - 適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。
3．さ・・・さびたナットは清掃・交換
   - ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。
4．な・・・ナット・ワッシャ隙間に給脂
   - ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませてください。
5．い・・・いちにち一度は緩みの点検
   - 運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

別添２－１

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和８年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取り組みをお願いいたします。

１．事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故の危険性及び発生時の社会的影響について、トップダウンにより社内の整備管理者・補助者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知・徹底を行ってください。

また、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙３のチラシを参照

さらに、先進安全自動車（ＡＳＶ）導入補助制度を活用し、車輪脱落予兆検知装置の導入促進を図るなど、ハード面の対策を含め車輪脱落事故防止に努めてください。

２．整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイール、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。

  ※別紙４のチラシを参照
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った

場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルク・レンチは校正が必要ですので留意してください。

３．対策のポイント

依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行う場合、作業者に別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施するよう指示し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確実に確認してください。
- 別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙２の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットへマーキング（注１）を施す、又は、インジケーター類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検（注２）を確実に確認してください。

注１　ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注２　ISO 方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

別添２－２

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和８年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取り組みをお願いいたします。

１．事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故の危険性及び発生時の社会的影響について、トップダウンにより社内の整備管理者・補助者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知・徹底を行ってください。

また、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙３のチラシを参照

さらに、先進安全自動車（ＡＳＶ）導入補助制度を活用し、車輪脱落予兆検知装置の導入促進を図るなど、ハード面の対策を含め車輪脱落事故防止に努めてください。

２．整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。

  ※別紙４のチラシを参照
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った

場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルク・レンチは校正が必要ですので留意してください。

別紙1（様式例）

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

作 業 実 施 者 名

整備管理者確認欄

実施日　令和　　年　　月　　日

実施箇所		確認・作業内容	結　果（実施✓・交換×）
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ ☆ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ ☆ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ △ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること(最後の締め付けはトルク・レンチで規定トルクで締め付ける)。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

別紙２（様式例）

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者（運転者）名

運行管理者（補助者）確認欄

整備管理者（補助者）確認欄

実施日　令和　　年　　月　　日

	点検箇所	点検項目	点検結果（○・×）	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ	
			ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合	
			異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
	○ ブレーキ・バルブ	排気音		
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリ	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合	
			損傷	
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合	
			汚れ	
			損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落	
			ボルト付近さび汁	
			ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂	
			損傷	
		異状な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量８トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両が対象。

注．ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

別紙３

防ごう 大型車の車輪脱落事故

おとさない

おとさぬためのの点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

さびたナットは清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

この2つが特に重要!

事故の多くは清掃・給脂の不足が原因!

ナット・ワッシャー隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

いちにち一度はゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

©くまみね工房

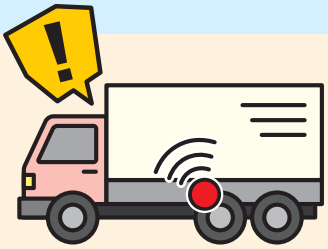

車輪脱落予兆検知装置を取り付けよう!

ホイールナットの緩みなどによる車輪脱落の予兆を検知し、ドライバーに警報。事故防止と負担軽減に役立ちます。

※機能には限界があります。「おとさない」の徹底をお願いします。

詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省　自動車点検整備推進協議会　大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会　日本自動車工業会（いすゞ自動車　日野自動車　三菱ふそうトラック・バス　UDトラックス）　全日本トラック協会　日本バス協会　全国自家用自動車協会　日本自動車整備振興会連合会　日本自動車販売協会連合会　全国タイヤ商工協同組合連合会　日本自動車タイヤ協会　全国石油商業組合連合会　日本自動車車体工業会　日本自動車輸入組合　日本自動車機械工具協会　日本自動車機械器具工業会　自動車用品小売業協会　日本自動車車体整備協同組合連合会

タイヤ交換などホイール脱着時の **不適切な作業** が
原因で車輪脱落事故が発生しています。

インパクトレンチだけで締め付け
錆びたナットを再使用
規定トルク未確認 など

正しい車輪の取り扱いで車輪脱落事故ゼロへ。

下記3つの注意点について、車載の「取扱説明書」などを参照し、正しい作業をお願いします。

ホイール脱着作業の3つのポイント

1 ホイールボルト・ナットなどを清掃・交換する

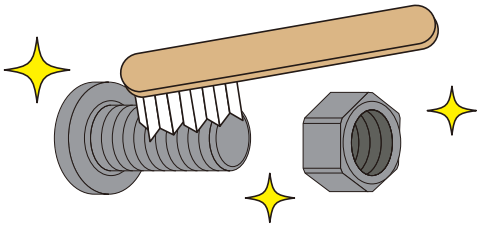

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部も）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。錆び、亀裂、損傷が著しい場合は交換してください。

2 ホイールボルト・ナットなどに潤滑剤を塗布

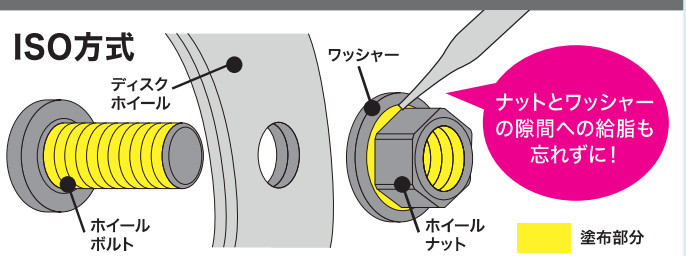

ホイールボルト、ナットのねじ部、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。

注）ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。

3 ホイールナットの締め付けをする

必ず規定の締付トルクで締め付けを行ってください。

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

ホイール締め付け方式	ISO方式（8穴、10穴）
ホイールサイズとボルト本数（PCD）	19.5インチ：8本（PCD275mm）／22.5インチ：10本（PCD335mm）
ボルトサイズ　ねじの方向	【M22】　左右輪：右ねじ（新・ISO方式）／右輪：右ねじ　左輪：左ねじ（従来ISO方式）
ホイールナット　使用ソケット	平面座（ワッシャー付き）・1種類／33mm（従来のISO方式の一部は32mm）
ダブルタイヤ	1つのナットで共締め
ホイールのセンタリング	ハブインロー
アルミホイール履き替え	ボルト交換

アルミホイール・スチールホイールの取り扱いミスによる車輪脱落事故も発生しています。
アルミホイール ⟷ スチールホイール組み換え時には、誤組み付け、部品の誤組みに注意してください。

詳しくはこちらの資料をご覧ください▶ https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/docs/Torque.compressed.pdf

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください　http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

（大型トラック・バス）

別紙４

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！

©くまみね工房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブ は使わないでください！

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【 ホイールボルト、ナットの点検要領 】

●著しい錆の発生がないか点検します。
●亀裂や損傷がないか点検します。
●ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
●ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

●ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。

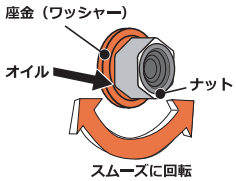

【著しい錆の例】

ホイールボルト

◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。▶

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【 ハブの点検要領 】

●ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
●ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

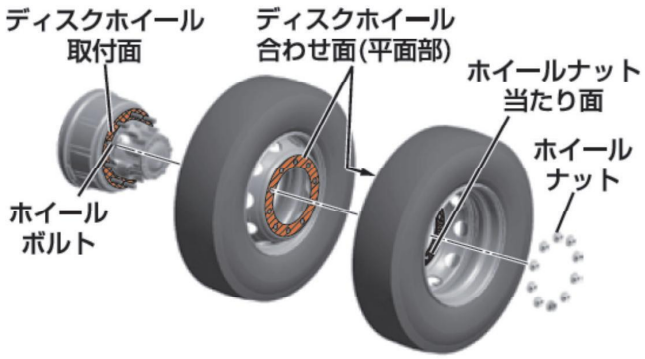

【 ディスクホイールの点検要領 】

●ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
●ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
●ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
●溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
●ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。
※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。

【著しい錆の例】

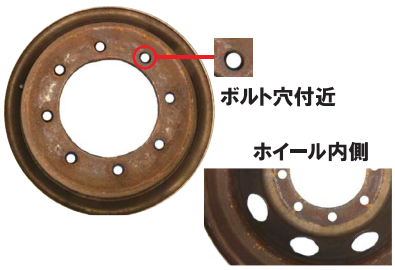

ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、こちらから！

一般社団法人 日本自動車工業会　いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

国土交通省

解説編

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。

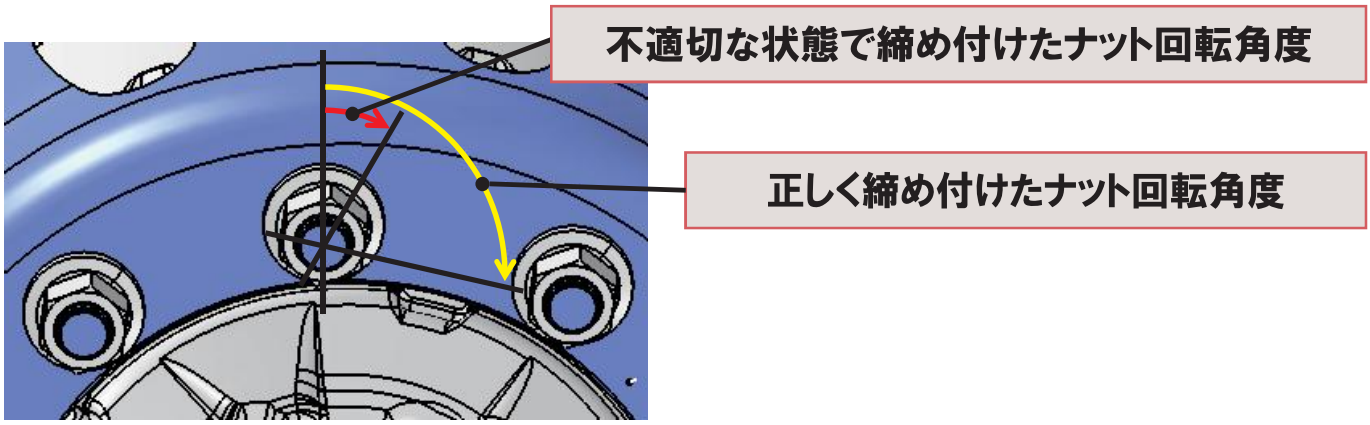

ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし
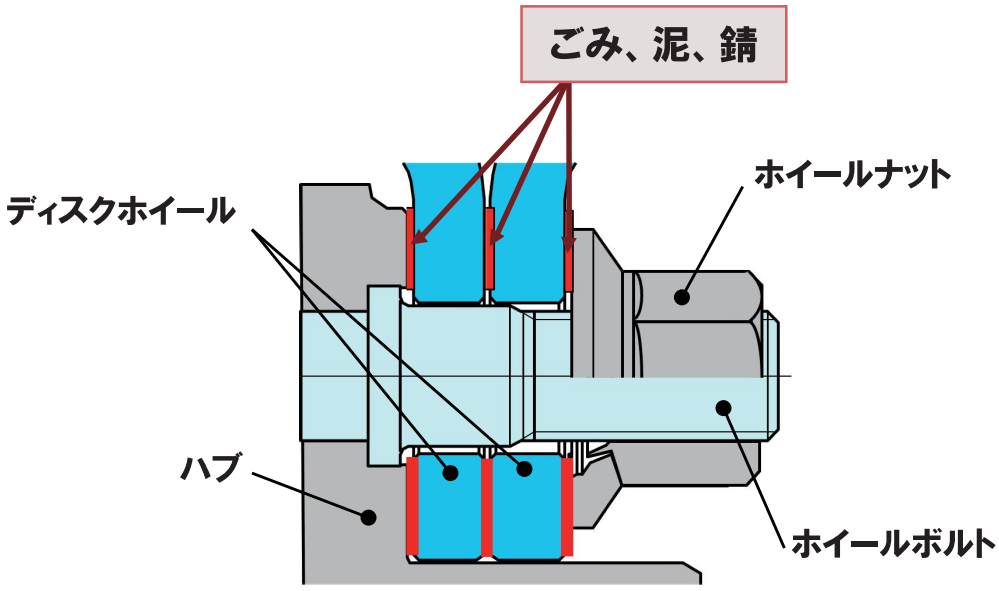
ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。